

全国脊髄損傷者連合会山形県支部 会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、全国脊髄損傷者連合会山形県支部と呼称する。

(目 的)

第2条 本会は、脊髄損傷等重度身体障害者の医療充実、社会参加の促進、福祉の増進並びに会員相互の親睦を図り、意義ある文化的な生活を営むことを目的とする。

第二章 組 織

第3条 本会は、第2条の賛同者を以て組織する。

第4条 本会は「公益社団法人全国脊髄損傷者連合会」に所属することとする。

第三章 会 員

(会 員)

第5条 会員は、次の通り正会員と賛助会員からなる。

- ① 正会員…本会の目的に賛同する個人で障害当事者とその家族及び本会の設立目的に賛同し、ともに事業を進めるもので公益社団法人全国脊髄損傷者連合会会員として登録する。
- ② 賛助会員…正会員以外の本会に賛同する個人及び団体が支部登録のみとする。

(権 利)

第6条 会員は、本会に対する要望及び本会の活動、出版物、その他の情報について平等の取扱を受ける。

(義 務)

第7条 会員は、次に記す義務を有する。

- ① 会員は本会の規約、規定を遵守し、会に会員原簿の提出、会費を納入しなければならない。
- ② 会員は、役員を選出し、又は、選挙されてこれに就任すること。かつ総会に出席して議案を審議しなければならない。

(脱 会)

第8条 脱会は本人の意思によるものとし、その理由を明らかにして支部長に申し出る。
但し、既納の会費、その他の納められた金品等は返還しない。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号に該当する時は、役員会の議を以て除名することができる。

- ① 会費の未納が1年以上に及ぶ時
- ② 本会の名誉を著しく傷つけた時

第四章 機 関

(総 会)

第10条 総会は、本会の最高決議機関とする。

- ① 総会は、年1回開催する。総会は会員の2分の1の出席を持って成立し委任状提出も出席と見なす。
- ② 総会の議長は出席者の中より選出する。
- ③ 臨時総会は、支部長が必要と認めた時、又は、会員の3分の1以上の要求があった時に開催する。

(総会の決議)

第11条 総会の決議は総会出席会員の過半数を以て決議し、可否同数の時は議長採決とする。

(役員会)

第12条 役員会は、本会規約並びに総会の決議事項を執行し、又、緊急事項を処理する。

第13条 役員会は、定期その他必要の都度支部長がこれを招集し、その議長となる。

第五章 役 員

第14条 本会には次の役員を置き、地区委員以外の役員は地区委員を兼務する。

- 但し会計監査委員は地区委員、代議員以外の役職の兼任は出来ない。
- 支部長 1 名 ○副支部長 若干名 ○事務局長 1 名 ○女子部長 1 名
○頸損部長 1 名 ○財務部長 1 名 ○広報部長 1 名 ○文化体育部長 1 名
○労災部長 1 名 ○監査委員 2 名 ○地区委員 数名
○ 連合会本部定款による数の代議員 ○その他必要により副部長、副局長 若干名
- ① 支部長は役員会で推薦し、総会の承認を得るものとする。
② 選出された者は、医師より健康上思わしくないとの指示がある者以外は辞退する事出来ない。
③ 支部長以外の新役員は支部長が任命し、総会で承認を得る。
④ 代議員は正会員の中から役員会で推薦し、総会の承認を得る。但し、総会で立候補することも出来、定数以上になった時は総会出席による選挙によって決定する。

(役員の任務)

第 15 条 役員の任務は次の通りとする。

- ① 支部長 : 本会を統轄し、会を代表する。
② 副支部長 : 支部長を補佐する。
③ 事務局長 : 会員福利に関する内外情報を収集し、会務全般・事務処理及び連絡に当たる。
④ 女子部長 : 女性会員関係の情報収集及び必要事項の連絡に当り、事務局長を補佐する。
⑤ 頸損部長 : 頸損会員関係の情報収集及び必要事項の連絡に当り、事務局長を補佐する。
⑥ 広報部長 : 支部 H P の編集および更新等広報活動を企画、実行する。
⑦ 文化体育部長 : スポーツ大会開催等文化、体育に関する会務に当たる。
⑧ 財務部長 : 支部会計業務に当たる。
⑨ 労災部長 : 労災関係の情報収集及び必要事項の連絡に当たると共に、必要に応じ勉強会や講演会を企画実行する。
⑩ 監査委員 : 支部会計業務と活動業務の監査に当たる。
⑩ 地区委員 (イ) 地区活動と支部長・会員間の情報連絡。
(ロ) 未納等の状況により会費の徴収と財務部長への納入。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は 2 年とし、欠員補充により又は改選途中で就任した役員の任期は改選期までとする。その後の再任はこれを妨げない。

(顧問及び相談役)

第 17 条 支部長は役員会の承認を得て顧問、又は相談役を委嘱することができる。

第六章 会 計

(経 費)

第 18 条 本会の経費は次によりまかなう

- ① 会 費 ② 寄付金及び助成金 ③ 臨時収入

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日迄とする。

(支 出)

第 20 条 支出は、山形県支部会計支出規定により支出する。

(会計監査報告)

第 21 条 監査委員は年 1 回会計監査を行い、定期総会において会計監査報告を行わねばならない。

第七章 その他

(会則の改廃)

第 22 条 この会則の改廃は、総会において議決する。

(解 散)

第 23 条 本会の解散は、総会で決める。

(会則事項外)

第 24 条 本会会則及び各規定に定めない事項は、役員会において決定する。

附則

この会則は令和 5 年 5 月 27 日に改訂、施行する。

山形県支部会計支出 規定

- 第1条 この規定は、会則第20条により定める。
- 第2条 会計事務は担当役員が行う。
- 第3条 一般会員・賛助会員共、12ヵ月5,000円とする。一般会員の会費内訳は、本部会費12ヵ月1,800円、支部年会費3,200円とする。途中入会会員については原則5,000円の12ヵ月割とし3月までの残月割とする。但し100円単位とし端数徴収はナシとする。
- 第4条 会員は、会費を年度分前納する。但し2回以内で分納することも出来るものとする。
- 第5条 特別の事情のある会員に対しては、役員会の承認により会費を減免することができる。
- 第6条 旅費等について。本会の役員及び会員が出張する時の費用は下記の通りとする。
- ① ブロック会議等の代表者会議出席役員には旅費及び参加費用を支給する。
 - ② 本部総会及びブロック会議への会員及び付添い、介助者の事業参加補助金は年間予算計上内とする。
 - ③ 連合会本部総会に出席する代議員及び介助、付添者の経費助成は年間予算計上内とする。
- 第7条 慶弔費は次の通りとする。
- ① 会員が結婚した時10,000円
 - ② 会員が死亡の時5,000円・弔電、役員が死亡の時5,000円・弔電・献花
 - ③ その他会員に特に重大な不慮の災害が生じた場合は、役員会において協議し、災害見舞金をおくる。
 - ④ その他支部に貢献した個人が死亡の時は三役（正、副、財務）で決定する。
- 第8条 役員報酬等は財政状況を見ながら毎年度役員会で検討し予算計上する。
- 第9条 支部入会後10年から5年毎定例総会時に感謝状を贈呈する。
- 第10条 予算書は役員会で検討し、支部長が作成し総会に提出する。

（改廃）

第11条 本規定の改廃は、総会において決定する。

附則

本規定は平成27年4月18日に改訂、施行する。

本規定は令和6年5月18日に改訂、令和7年4月1日より施行する。